

収 印
入 紙

産業廃棄物収集・運搬業務委託基本契約書

1. 業務名 令和8年度黒磯水処理センター脱水汚泥収集運搬資源化業務委託
2. 履行場所 黒磯水処理センター
3. 履行期間 令和 8年10月 2日 ～ 令和 9年 3月31日
4. 業務委託料 円/t
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円/t)
5. 契約保証金 免除

上記の委託業務について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。また、「2 履行場所」から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して次のとおり基本契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、発注者及び受注者が電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。また、電子署名の措置を行った日にかかわらず、本書に定める年月日より効力を有するものとする。

令和 年 月 日

委託者（排出事業者：甲） 栃木県那須塩原市共壱社108番地2

那須塩原市 市長 渡辺 美知太郎 印

受託者（収集運搬業者：乙）

第1条（法令の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行に当たって廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1. （乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：	_____	許可都道府県・政令市：	_____
許可の有効期限	：_____	許可の有効期限	：_____
事業範囲	：_____	事業範囲	：_____
許可の条件	：_____	許可の条件	：_____
許可番号	：_____	許可番号	：_____

〔特管〕

許可都道府県・政令市：	_____	許可都道府県・政令市：	_____
許可の有効期限	：_____	許可の有効期限	：_____
事業範囲	：_____	事業範囲	：_____
許可の条件	：_____	許可の条件	：_____
許可番号	：_____	許可番号	：_____

2. （委託する産業廃棄物の種類及び数量）

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び数量は、次のとおりとする。

種類： 汚泥
数量： 810 t（予定）

3. （輸入廃棄物の有・無）

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

輸入廃棄物：無

4. （運搬の最終目的地）

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を、甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
： _____
住 所 ： _____
許可都道府県・政令市： _____

許可の有効期限	:	_____
事業の区分	:	_____
産業廃棄物の種類	:	_____
許可の条件	:	_____
許可番号	:	_____
事業場の名称	:	_____
所在地	:	_____

5. (積替保管)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第3版)」を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
 - ア 産業廃棄物の発生工程
 - イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - エ 混合等により生ずる支障
 - オ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
 - カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
 - キ 委託する産業廃棄物に特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第2条第2項に規定する第一種指定化学物質(同法第5条第1項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならない第一種指定化学物質に限る。)が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合
 - ク その他取扱いの注意事項
2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めるものとする。
3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第3版)」の「容器貼付用ラベル」参照)。
4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽

又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

5. 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類 ： 汚 泥

提示する時期又は回数： 必要に応じて

第4条（甲乙の責任範囲）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第2条第4項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬しなければならない。
2. 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
4. 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成の上、甲に提出し承認を受けなければならない。ただし、業務終了報告書は、マニフェストB2票又は電子マニフェストの運搬終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 甲は、乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（業務委託料の支払）

1. 乙は、第7条で甲の承認を受けた場合には、当該月の委託数量に契約単価を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、一括して甲に請求するものとする。
2. 甲は、前項による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

第9条の2（消費税等率の変更に伴う業務委託料）

この契約に適用される消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率が変更された場合の業務委託料について、税率が変更された日以降の業務委託料については変更後の消費税等の税率を適用し、算定した額とする。ただし、経過措置等が適用され、消費税等の額に変更が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、若しくは予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、本契約を解除することができる。
3. 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

- イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する委託料を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、又は乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（業務遂行上の責任者）

乙は、委託業務に関して、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、甲に書面で通知するものとする。

第14条（指示及び監督）

乙は、委託業務の履行に当たり、甲の総括責任者と協議の上、業務を遂行するものとする。

第15条（支払遅延に対する遅延利息）

1. 甲の責めに帰すべき事由により第9条第2項の支払期日までに委託料を乙に支払わない場合は、乙は、遅延利息の支払を甲に請求することができる。
2. 前項の遅延利息の額は、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、委託料に対し、遅延日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額とする。

第16条（債務不履行の場合の損害金）

乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

第17条（契約の費用）

本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

第18条（裁判管轄）

本契約について訴訟等を行う場合は、甲の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。